

安心・安全／公正・公平な街づくりに全力投球！

神戸市会議員(須磨区・5期)
福祉環境委員会委員
未来都市創造に関する特別委員会委員
国民民主党・友愛神戸市会議員団 団長

大井としひろ 市会報告

VOL.94
2022年 夏号

投
全
球
力

■ 編集・発行:国民民主党・友愛神戸市会議員団 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館26F TEL(078)322-5772 FAX(078)322-5773 MAIL:info@kobe-001.com

令和4年 第1回定例市会 6月議会開催 期間(6月13日～6月28日)



6月28日の6月議会最終日に一般質問を会派を代表して、執行部に対し質疑を行いました。私からは、須磨区須磨多聞線の事業用地について（1）管理の状況について（2）周辺用地の盛土について質疑を行いました。以下、質疑要旨です。

神戸市の市有地のずさんな管理を追求

Q 大井としひろ

国民民主党・友愛神戸市会議員団の大井としひろでございます。
よろしくお願ひいたします。
私の地元の神戸市須磨区多井畠南町5番8の土地についてお伺いいたします。
この土地は、いつ、誰から取得されたのか、どのような目的の土地なのか、広さ及び所管部局はどこか、お伺いします。

[次頁につづく→](#)

須磨区民の皆様いつもお世話になります。
国民民主党・友愛神戸市会議員団の大井としひろです。

令和4年6月議会は、6月28日の一般質問を最後に閉会いたしました。

参議院選挙の最中に安倍晋三元総理大臣が、凶弾に倒れました。7月8日の金曜日に安倍元総理が、街頭演説中に銃撃され、御逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表し、心からお悔やみ申し上げます。暴力で言論を封殺する行為は、民主主義の根幹を揺るがす許しがたい蛮行です。憤りを持って最も強い言葉で非難します。暴力に決して怯むことなく、言論の自由や政治活動の自由を守り抜いてまいりますので、今後ともご支援のほどよろしくお願い致します。

神戸市では、オミクロン株のBA.5の台頭で感染が拡大され、「第7波」に突入しました。高齢者・障がい児者施設への検査等重症化防止対策の強化を図り、4回目のワクチン接種も開始され、引き続き相談体制を確保していく等の対応方針が7月7日に改定されました。気を緩めることなく「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続して頂き、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践していただけますようよろしくお願いいたします。民間出身の議員として、「公平・公正な社会の実現」を目指し、市政・議会の改革に全力投球で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

神戸市政についてのご意見・ご要望をお聞かせ下さい。

神戸市会議員

大井としひろ

事務所 〒654-0012 神戸市須磨区飛松町2丁目1番20号フォールヴィラ板宿101号室
Tel 078-732-7211 Fax 078-743-6155

■メールアドレス ooi@kobe-001.com ■公式ホームページ <http://kobe-001.com>

■おーいブログ <http://blog.goo.ne.jp/kobeooi> ■You Tube 大井としひろチャンネル

■ツイッター KOBE_SUMA_OOI

大井としひろ

検索

A 副市長

当該地は、都市計画道路須磨多聞線の事業区域内にございまして、多井畠南町の開発を行った事業者から平成8年4月17日付で都市計画法第40条第2項の規定に基づきまして帰属を受けたものでございます。

当該地は、先ほど言いましたように、都市計画道路須磨多聞線の予定地でございまして、面積は1,466平米でございます。

所管課は、建設局の事業用地課でございます。

Q 大井としひろ

それでは、これから一問一答でお願いします。

神戸市が取得した当該地の隣接地の所有者が2方向から神戸市のこの土地を横切って車両を通行させておられるようですが、許可されておられるのか、まことに伺いします。

そして、また本市では行政財産の管理については厳格に運用されないと承知しておりますけれども、本市所有地を示すこの部分に金網のフェンスもありません。ないどころか、本市所有地の隣接地の所有者が一部箇所にフェンスをしているが、違法ではないのか、お伺いします。



A 副市長

令和2年8月に現地調査、担当者の現地調査の結果、通行等を把握したため、隣接地の所有者に担当者が連絡してございます。

隣接地所有者からは、平成29年の南側の隣接地所有者は北側と南側の土地をお持ちですけれども、南側の宅地造成の工事の際にもともとあった通路的なものを広げて通行するようになったということございます。

また、隣接地のすぐ東側に公道がありますけれども、北側の土地と南側の土地を公道を通って行き来できますけれども、南側の土地は今現在、資材置場として使用されておりまして、道路をダンプトラックまた重機等が走った際に騒音や排ガス、土ほこりなど、沿道の住民の方たちに迷惑がかかるため、通行については認めてほしいという要望がございましたので、神戸市のほうで地元自治会に話をしまして、地元自治会からは公道に住宅が近接しているというところなので、当該地を通行させていただくほうが近隣住民の迷惑にならないという御意見がございました。このため、隣接地の所有者に対して通行のみを認める覚書を締結して通行を認めているという状況でございます。

それから、当該地にフェンスがないという御指摘でございますけれども、全ての本市所有地にフェンスを設置しているわけではありません。必要に応じて設置をしているところでございます。山や谷などの場合は、危険の防止の観点から、フェンスを設置するかどうか判断しているというところでございます。

当該地については、すぐ公道からの西側の土地ですけれども、谷で、公道側にはガードレールがあって、そこからは高低差があるため、容易に進入できるところではないと判断して設置しなかったということでございます。

Q 大井としひろ

許可を出されたのはいつですか。

A 副市長

許可は、覚書を締結したのは今年の6月ということで、所有者とも話をしながら、地元とも話をしながら、通行について認めるという方向で話をして、結果として覚書を締結したのは今年の6月ということでございます。

Q 大井としひろ

今年の6月というのは、現在、6月です。先週か10日前か知りませんけれども問題ですね。

これから盛土の話をしますけれども、今の通行の話は、残り時間がないので、※建設局長に申し添えておきますけれども、現地の市有地、(1,466平米)は、立ち入らせていただいて、どういうことになっているか、近いうちに見せていただきたい。それは了承していただきたいと思います。これは要望しておきます。

それで、須磨区多井畠南町というのは、全域宅地造成工事規制区域ということあります。宅地造成等規制法では、1メートルでも盛土をすれば許可が必要です。隣接地の所有者は、そのような届出を出しておられるのか、お伺いします。

※6月30日に建設局事業用地課及び西部建設事務所の職員と共に現地の調査をしました。事業用地課長は、神戸市の市有地の境界線を指示す事が出来ませんでした。杜撰な公有地の管理が、明らかになりました。



A 副市長

隣接地は、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域内でございまして、議員御指摘のとおり、規制区域内での宅地造成では盛土によって1メートルを超える高低差を生じるものについては宅造法の許可が要るということでございますが、北側の土地については、平成25年の10月11日に宅地造成工事の許可申請書が提出されておりまして、平成25年10月29日に許可をしてございます。その後、宅地造成工事が行われまして、平成27年6月30日に完了して、平成27年7月16日に完了検査を行って、技術基準を満たしていることを確認しております。

また、神戸市の土地の南側の土地で、南側の土地については、平成29年6月7日に宅地造成工事許可申請書が提出されてまして、平成29年7月6日に許可をしてございます。その後、隣接地の所有者から事業の見通しが立たないことを理由として、令和2年3月23日に宅地造成工事の廃止届が提出されました。その際には、土砂の流出を防止する応急防止工事として布団籠の設置をさせるなど必要な措置を行わせておりまして、そのために必要な手続が行われているものと承知しております。



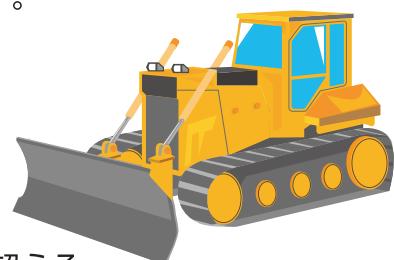
Q 大井としひろ

私、20数年間、多井畠南町に住まいしておりますけれども、そもそもあの土地というのは、機材置場というようなことで、盛土をする土地ではなかったと思うんですが。そこに盛土をされて擁壁をしてというようなことをされておられますけれども、その擁壁も結構な高さの擁壁なんですけれども、10年ぐらい前ですか、この擁壁工事をする前から盛土をされ、後から擁壁を建てられた。そもそも1メートルでも盛土をすれば規制の対象であるが、そういう届出を出さないといけないということなんですけれども、この辺のところというのは建設局はきちんとチェックできているのか、お伺いします。



A 副市長

宅地造成等規制法では、規制区域内で、先ほど申し上げましたけども、盛土によって1メートルを超える高低差を生じるものについては宅地造成工事の許可が必要ということで、先ほど議員が御指摘、パネルで見せていただいた擁壁については、先ほど答弁させていただいたように、25年10月に許可申請が行われたもので、27年7月に完了検査を受け技術を満たすものとなってございます。その25年の擁壁以前から盛土をしていたかどうかについては、私も確認をしてございませんけれども、少なくともそういう違法な盛土を行っているという通報等は受けた記録が残っていないということで、適正に手続を25年にされていますので、宅造法の規制を守ってやられているというふうには思ってございますし、神戸市としてそういう違法な土地を覚知したときには、状況を確認の上、是正するように指導を行ってきており、神戸市が見過ごしたということはないというふうには考えてございます。



Q 大井としひろ

宅地造成等規制法は、昭和36年の阪神大水害の反省を受けてつ



くられた法律で、1メートルでも盛土すると規制の対象というようなことになりました。規制法の出来た経緯からしますと、最も遵守しないといけない神戸市がこのような答弁をされるとは、もう1度お答えください。

A 副市長

宅地造成等規制法については、昭和36年の本市の大水害を受けて、本市の条例を基に制定された法律であることは十分認識してございまして、これまでこういう宅造の規制に当たっては厳格に運用してきているところでございます。

先ほど答弁させていただいたように、平成25年に申請があって、検査を受けて宅造の擁壁をつくられているというところでございます。

Q 大井としひろ

提出した写真、無造作に置かれた重機の置き方ですが、塩屋谷川の河川敷にあるんです。この擁壁の下のこういうところに無造作にこういう重機類とかそういう機材を置いておられる。とても安全第一の現場とは思えない状況ですよね。今言いましたように、当該地は、塩屋谷川の河川敷にあって、昭和36年時の豪雨が降れば、塩屋谷川に土砂や重機類は流され、この川が氾濫する、そういう危険を予知することはできませんか。お伺いします。



A 副市長

先ほど重機を置いているところのパネルの場所というのは、多分事業予定地の北側のことだと思われますけれども、その箇所は、神戸市が管理する普通河川の塩屋谷川の東側に当たります。そして、塩屋谷川については、砂防法も適用されていることから、この土地と塩屋谷川の間に砂防のための国有地が存在しているという状況です。

現地も調査をさせていただきましたけれども、擁壁の裾の部分に今置かれているということだと思うんですけども、その土地は国有地や塩屋谷川の河川ではなく、民有地、隣接の土地の所有者の土地ということを確認しました。

土地の所有者への聞き取りには、擁壁の裾に機材を置いていますけれども、これは自分の所有地に置いているということで、河川が増水しても水がここまで上がらず、安全な場所であるということでした。現地は十分な河川の断面がありまして、治水上の問題はないというふうには認識をしてございます。

そういうながらも、隣接地の所有者には国有地や河川の土地に影響しないことを強く指導しているところでございまして、また自己の所有する土地の使い方についても、議員からも安全かどうかという御指摘がありましたけれども、周辺の住民の安全に配慮しつつ、乱雑な使い方をしないように伝えているところでございます。



Q 大井としひろ

神戸市の市有地に金網フェンスとかしてないところも多分にあるとかおっしゃられましたけれども、須磨多聞線のこの沿線、奥須磨公園の辺り、全て金網フェンスで全部囲んであります。「神戸市所有地・貼り紙禁止」まで、書いてあります。なぜ、ここだけフェンスが無いのか。これはほかにもあるからと言われるが、神戸市の所有地の境界もない。なぜなのかお伺いします。

A 副市長

全ての神戸市が持っている土地にフェンスをしているわけではありません。

確かに須磨多聞線の用地を買収したところで、例えば現道にすぐにはやるようなところについてはフェンスをして完了しているということでございますけれども、例えば山とか谷であるとか、そういうふたところの場合については、危険防止の観点からフェンスを設置するかどうかを判断してございまして、当該のところは区画道路からガードレールがあって、それからかなり下にどんど落ちているところですので、フェンスをしないという判断をして今までフェンスをしてこなかったということでございます。

Q 大井としひろ

自由に往来させるという許可をしたのは、今年の6月に覚書を締結したと、20年間その間、何をしてたんですか。覚書を締結されたのは、先週か10日前か知りませんけれどもそれまでは何をしていたのか、お伺いします。

A 副市長

実際、先ほども答弁しましたけれども、現地の通行を確認したのが令和2年8月と。業者との話をしますと、平成29年の南側の宅地造成の工事の際にもともと通路的なものがあって、それを若干広げたようですが、通行されたということで、もうずっと前から通行をしていたわけではありません。

ただ、通行していることに関して我々も確認しましたので、止めるかどうか、実際、北側の土地と南側の土地のすぐ東側には区画道路がありますので、実際、通ろうと思ったら区画道路を通っていくんですけども、業者も地域の配慮を考えて、先ほども答弁しましたように、公道を通っていけるんですけど、やはりダンプとかトラックとか重機の走った場合に騒音とか排ガス、土ぼこりなどが住民の住区に影響が出るだろうと。道路より西側の神戸市の土地を通っていくと1段下がったところでそういうふうに抑えられるということで、地元の自治会とも話をして認めるという形で、実際、いろいろやり取りをしている過程がありましたので、実際に覚書を結んだのは今年の6月ということでございます。

Q 大井としひろ

ちょっとあまりにもそれはひどい話です。20数年間ほったらかして、私がこのような質問することを通告して、建設局と所有者が、最近、覚書を締結した。

その覚書の中身も、最終的に私は見てないので、後日で結構なんで、提示していただけますか。

再質問ですが、令和3年7月に熱海で発生した土砂災害を受けて、

その原因である盛土を規制するために、令和4年5月に危険な盛土を全国一律の基準で規制する盛土規制法が成立したところですけれども、今回の問題で神戸市建設局は、建築物の設置を目的とした土の切り盛りでないため、開発に当たらない、開発許可を必要としないという結果を私に示しました。今回成立した盛土規制法案は、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する法案と理解しております。

今回の建設局の見解は、時代錯誤も甚だしい、昭和36年の教訓も覆す、市民の側に立った報告でないと思います。市長の御見解をお伺いします。

A 副市長

議員御指摘のこのたびの宅地造成等規制法の改正については、昨年7月に静岡県熱海市で発生した盛土の崩落が宅地造成等の規制区域外で生じたことを受けて行われたものでございまして、現在の宅地に加えて森林であるとか農地等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的として来年度に施行される予定でございます。神戸市におきましても、その法改正の趣旨を踏まえて適正に対処していく所存でございます。

Q 大井としひろ

時間がないでまとめますが、多井畠南町は閑静な住宅街の若いまちです。その住宅街に、ガードレールに沿って不粹なフェンスを立て、フェンスの向こう側にある多井畠ののどかな里山の風景を眺めることも出来ず、眺望権の侵害です。そして、盛土などをしないのであれば、砂じんの巻き上がることもないはずで、即刻フェンスは外すよう指導をして頂きたい。また、私のところには騒音の苦情も以前から幾つか聞いています。そのことについてもきちんと指導していただきたいと思います。

今回成立した盛土規制法案は、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する法案と理解しております。違法な盛土による災害の防止に努めていただきたい。ぜひお願いしたい。そして、違法な盛土や便宜を図ったと見られてもおかしくないような神戸市の所有地のずさんな管理等々、須磨多聞線の事業予定地で起きたことは、地元住民を逆なでする行為です。大いに猛省をしていただきたい。襟を正して市民の側に立った開発行政をされるよう要望して、私の質疑は終わります。

以上です。(拍手)



本会議場での質疑の様子を
映像でご覧ください



大井としひろチャンネル

検索

6月補正予算を審議しました

新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、医療提供体制の安定的な確保を図り、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する市民生活や市内事業者等の負担軽減、経済活動支援のための補正予算を編成しました。

新型コロナウイルス感染症にかかる 医療提供体制の安定的確保

自宅療養者等への支援強化 5億3,500万円

健康局

- 民間事業者の活用による軽症の自宅療養者の電話対応及び自宅療養者・宿泊療養施設入所者への往診・電話診療・オンライン診療
- 自宅療養者に対応する訪問看護事業所・訪問介護事業所への支援強化

(2) 市内事業者等への支援

プレミアム付電子商品券の発行 11億5,000万円

経済観光局



- 市内小売店・飲食店等で利用できるプレミアム付電子商品券の発行(プレミアム率30%、1セット6,500円分を5,000円で販売、60万セット) **[12月頃実施予定]**

公共交通事業者への運行継続支援事業 6億2,800万円

- 新型コロナウイルスの感染拡大及び原油価格高騰の影響を大きく受けながらも運行を継続している公共交通事業者(市バス・地下鉄含む)に対し、運行継続に係る経費を支援 ※市バス・地下鉄への支援については、自動車事業会計及び高速鉄道事業会計への一般会計繰出金を増額補正 **都市局・行財政局**

介護・障害福祉サービス施設等への運営支援 13億3,000万円

- 光熱費等の高騰を踏まえた、介護・障害福祉サービス施設等に対する運営経費の支援 **福祉局**

児童福祉施設等への運営支援 5億3,000万円

- 光熱費等の高騰を踏まえた、児童福祉施設等に対する運営経費の支援 **こども家庭局**

銭湯への経営支援 1,000万円

- 原油価格高騰を踏まえた、神戸市浴場組合連合会に対する補助の増額 **健康局**



補正予算の規模

一般会計	75億2,000万円
企業会計	1,500万円
全会計	75億3,500万円

補正予算の内容（一部抜粋）

コロナ禍における原油価格・ 物価高騰等に直面する 市民や市内事業者等への支援

(1) 市民への支援

子育て世帯生活支援特別給付金 20億2,000万円

こども家庭局



- 低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給(児童1人あたり5万円) **[6月中に支給]**

生活困窮者自立支援金 3億500万円

- 生活福祉資金「新型コロナウイルス特例貸付」を借り終えた世帯等に対して支援金を支給(単身世帯6万円/月、2人世帯8万円/月、3人以上の世帯10万円/月) **福祉局**

生活困窮者等への就労支援 2億3,100万円

- 厳しい雇用環境に直面するひとり親家庭が就業しやすい民間企業等の求人を開拓し、正規雇用など好条件の転職・就職を支援
- 新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされた非正規雇用者や失業者、生活困窮者等の生活の安定を図るため、市の各事業(歩道・公園等の清掃美化業務、各種台帳の電子化業務等)を活用し、緊急的に雇用の場を提供 **福祉・健康・環境・経済観光・建設・都市・港湾**

学校給食における食材費高騰対策 4億3,700万円

- 食材費の高騰を踏まえた、市立小・中学校等における学校給食費の高騰対策 **教育委員会**

その他

KOBE里山SDGs事業 2,000万円

- 「神戸里山・農村地域活性化ビジョン」の実現のため、SDGsに資する取り組みに対する支援制度の新設 **経済観光局**

議員定数4減 条例可決

23年春から東灘区、北区、垂水区、西区で1名減

これまで議会改革検討会で議論をしてまいりました議員定数の改正について、議員提出3案が上程され、現在の議員定数69名を4名減の65名とする議員提出第36号議案神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例の件が、国民民主党・友愛をはじめ賛成多数で可決されました。これにより令和5年度の神戸市議会議員選挙から、東灘区、北区、垂水区、西区でそれぞれ1名減となり、議員定数は65名となります。

様々な意見が展開され、議長より今期と来期で9名の減を前提とするが、今回については4名の減、定数を65名とし、次の任期の間に5名の減、すなわち60名とすることを提案され、自民党、公明党、立憲民主党、国民民主党・友愛、共創・国民民主の各会派と無所属議員43名で提案され、日本維新の会も賛成に回り、可決しました。

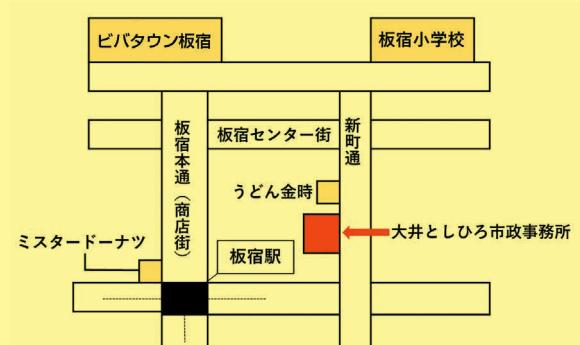


大井としひろ市政事務所を

板宿商店街に開設いたしました



お気軽にお越しください。
ご意見・ご要望をお聞かせください。



大井としひろ市政事務所

(国民民主党・友愛神戸市会議員団須磨区広聴事務所)を
板宿商店街に開設いたしました。

お気軽にお立ち寄りください。

〒654-0012

神戸市須磨区飛松町2丁目1番20号

フォールヴィラ板宿

TEL : 078-732-7211

携 帯 : 080-5339-3001

FAX : 078-743-6155

